

改葬手続きについて

多古町内の寺院等に埋葬している焼骨を改葬するときは、多古町役場に「改葬許可申請書」を提出し、「改葬許可証」の交付を受ける必要があります。
この「改葬許可証」は、改葬先の寺院等において必要となります。

1. 来庁時の持ち物

- ・改葬許可申請書（必要事項が記入及び証明されているもの）
 - ・申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- ※改葬先からの受入証明書が申請書と別紙になる場合は、下記 4. をご参照ください。

2. 改葬許可申請書について

改葬許可申請書の記入方法については、別紙「記入例・解説」を参照してください。
また、「申請書」・「記入例・解説」は多古町ホームページからダウンロードすることが可能です。

3. 埋葬元の墓地管理者の収蔵証明について

改葬するにあたり、遺骨を埋葬している埋葬元の寺院や墓地管理者等から、遺骨を収蔵している旨の証明が必要です。申請書中の「埋葬元の墓地管理者」の証明欄に、日付・住所・名称（寺院名等）及び代表者氏名を記入の上、押印してもらってください。

4. 改葬先の墓地管理者の受入証明について

改葬するにあたり、改葬先の寺院や墓地管理者等から、遺骨の受入れを承諾している旨の証明が必要です。

改葬先の寺院や墓地管理者等が発行する証明で、下記①～③のいずれか1つ原本を提出。

- ①受入証明書（受け入れる全ての遺骨の氏名が明記されているものが望ましい）
- ②墓地の使用許可証
- ③墓地の権利証

上記証明書が発行されない場合、申請書中の「改葬先の墓地管理者」の証明欄に、日付・住所・名称（寺院名等）及び代表者氏名を記入の上、押印してもらってください。

5. 墓地使用者以外の方が申請する場合

改葬許可の申請者が、現在遺骨を埋葬している埋葬元のお墓の「墓地使用者」（＝お墓の使用権利を持っている方）でない場合は、「墓地使用者」が改葬を認める旨の同意が必要です。

申請書中の「墓地使用者の同意欄」に、「墓地使用者」の方の署名をもらってください。

6. 改葬申請を郵送で行う場合

以下のものを同封のうえ、下記の提出先まで郵送してください。

- ・改葬許可申請書（必要事項が記入及び証明されているもの）
- ・上記 4. に記載の受入証明等
- ・申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の写し（コピー）
- ・返信用封筒（返送先の住所・氏名を記入の上、切手を貼付したもの）

【注意】郵送で申請の場合、申請書の記入内容等に不備があった場合には、返送させていただくこともありますので、予めご了承ください。また、電話で内容を確認させていただく場合もありますので、昼間連絡のつく電話番号を必ずご記入ください。

[改葬申請書の提出先・問い合わせ先]

〒289-2292 千葉県香取郡多古町多古584番地

多古町役場 住民課住民係

電話 0479-76-5401（直通）